熊本県歯科医師会
Kumamoto Dental Association

～健康長寿は歯から～
～健口から健幸へ～

熊歯会報

No.800
February 2023
2

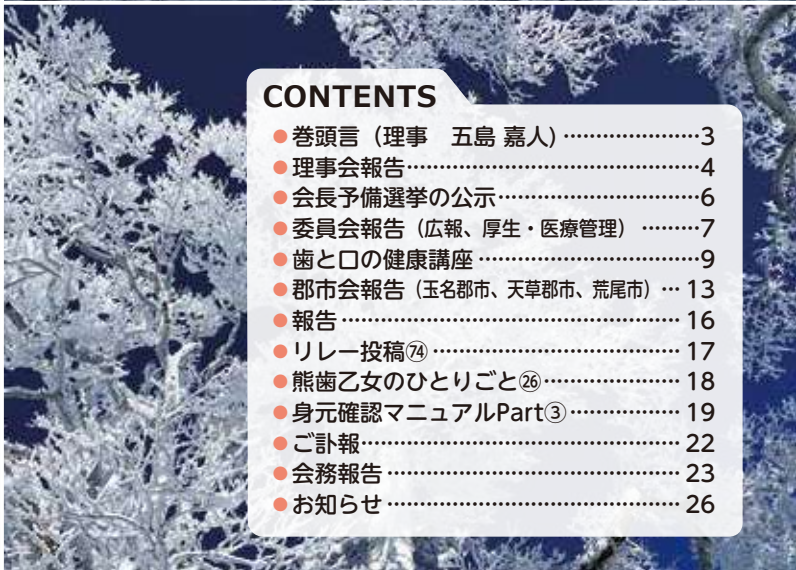

CONTENTS

- 巻頭言（理事　五島 嘉人）……3
- 理事会報告……4
- 会長予備選挙の公示……6
- 委員会報告（広報、厚生・医療管理）……7
- 歯と口の健康講座……9
- 郡市会報告（玉名郡市、天草郡市、荒尾市）…13
- 報告……16
- リレー投稿㉔……17
- 熊歯乙女のひとりごと㉖……18
- 身元確認マニュアルPart③……19
- ご訃報……22
- 会務報告……23
- お知らせ……26

― 歯科医師の倫理綱領 ―

われわれ歯科医師は、日頃より歯科医学および歯科医療の研鑽を通じて培った知識や技術をもって、人々の健康の回復と疾病の予防のために貢献するものである。

一、専門職として歯科医学と歯科医療の発展のために尽くし、医療倫理の実践に務める。

一、専門職であることを念頭に、法を遵守し適切な説明を行い、常に愛情を持って患者のために社会的使命を果たすように努める。

一、自己の知識、技術、経験を社会のために提供し、社会福祉および国民の健康向上のために努める。

公益社団法人　日本歯科医師会

表紙に寄せて

熊本県と宮崎県にまたがる九州脊梁山地は1,600m以上の山々が連なり、登山対象となる山は62座を数えます。そこには西日本最大規模の原生の森が広がっており、冬の季節、条件が揃ったときにしか見られない“脊梁のプルシアンブルー”の空に映える樹氷の世界は圧巻です。

（九州脊梁トレイルコーディネーター　石井　陽子）

石井理事の奥様の撮影、並びに寄稿に、感謝申し上げます。

さらなる発展を目指して

理事　五島 嘉人

前期に引き続きセンター・スペシャルニーズ委員会担当理事を拝命した五島です。

昨年は病気療養のため、長期間にわたり委員会業務を休業することになり、会員の先生方へ多大なるご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

また、椿副会長をはじめ委員会の先生方のご尽力により、無事に委員会業務を遂行できましたことも合わせて御礼申し上げます。残り任期、遅れた分も含めて精一杯努めて参ります。

さて、口腔保健センターにおいては、輪番制でおこなっていた診療から、常勤歯科医師を配置し、月曜から土曜までの診療体制に変革したばかりではありましたが、更なる診療体制の見直しのために一度輪番制に戻していくことになりました。

コロナ感染によるリスクの高い障がい者の方々に安心して歯科診療を受けていただくために、センターと会員の先生方との連携促進、スタッフ育成のための研修会、コロナ禍における診療体制の見直し等を進めてまいります。

また、昨年末より開始しました静脈内鎮静法による歯科治療においては、患者さんの希望も多数あり、数ヶ月の予約待ちとなっております。この状況をふまえて、設備の充実、スタッフの育成、および専門の麻酔科医の確保等を進めてまいります。

また、熊本県では、令和３年９月に施行された「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律」第14条に基づき、熊本大学を「熊本県医療的ケア児支援センター」に指定し、令和４年４月より業務を開始しております。呼吸管理や喀痰吸引等が必要な医療的ケア児においては、口腔管理は重要であり、我々歯科医療従事者が担う役割は大きなものとなります。口腔保健センターも熊本県医療的ケア児支援センターとの連携を深め、医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるよう、相談対応や情報提供等に務めてまいります。

これからも口腔保健センターが、熊本圏域の障がい者歯科診療の中心的な役割を担う拠点となるべく邁進してまいります。

今後とも、会員の皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

理事会報告

矢切の渡し

― 第21回理事会 ―

12月28日（水）午後6時より県歯会館において伊藤会長他全役員（欠席：宮井副会長）、増田・水上監事、東学院長出席のもと開催された。

1．開会：椿副会長
2．挨拶：伊藤会長

本日は今年最後の理事会となります。さて、皆様もご存知かと思いますが、渡し船「矢切の渡し」は、船尾の櫓を漕いで方向を修正しながら対岸へと向かいます。我々も、漕ぐ櫓を修正するように、事業の内容や方法を修正しながら進めていく必要があります。何も考えず、何も実行しない所からは何も生まれません。また我々歯科界は医療界の一部であって、医療界の中で何かを実行するには、まず歯科界を充実させる必要があります。そして歯科界を充実させる為には、国の政策に協調した事業を実施したり、国へ要望を出したり、日歯と連携する事が重要です。ただし、各地方において県民の為に事業を充実させる事もまた重要であり、それが延いては国民の皆様が歯科界への理解を深める礎となります。こうして、必要に応じて軌道修正しつつ、会員と県民の為という最終目的がぶれることなく事業を進めなければなりません。来年は、兎年に相応しく飛躍する年となりますように、そして皆様のご健勝と益々のご活躍を心よりお祈り申し上げます。

3．議長選出：伊藤会長
4．議事録署名人：増田・水上監事、伊藤会長
5．会務報告：
（自：11月21日～至：12月25日）
本会総務：理事会、常務理事会、選挙管理委員会、災害時歯科医療供給体制検討会
社会保険：社会保険委員会

地域保健Ⅰ：地域保健Ⅰ委員会
地域保健Ⅱ：歯科歯科（訪問歯科）連携モデル地区事業会議、県介護支援専門員協会研修会、介護者歯科実技研修会、在宅歯科医療連携研修会
広　　報：『熊歯会報』1月号の校正、県立大学からの提案発表会
学校歯科：学校歯科委員会
医療対策：医療相談・苦情事例報告
センター・スペシャルニーズ：県障がい児（者）口腔ケア事業研修会
医療連携：がん診療医科歯科病診連携発展事業研修会
学　　院：学院教務委員会
国保組合：国保理事会
事業課：事業課セミナー
以上、各担当役員より報告がなされた。

6．報告事項：
1．退会会員
高木 信一郎 会員（第1種／高木歯科クリニック）令和4年11月30日　閉院
永田 勝 会員（終身／ながた歯科医院）令和4年12月7日　ご逝去
2．10月末がん及び回復期の医科歯科連携事業
3．11月末会計現況
4．事業実施報告
①歯周病プロジェクト講演会（11月13日）学術委員会
②デンツプライシロナ㈱共催学術講演会（11月20日）学術委員会

5．在宅医療連合会の出前講座進捗状況
来年３月公開予定である出前講座の進捗状況を報告した。
6．令和５年度二地区役員連絡協議会
11／18(土）ホテル日航熊本にて会議及び懇親会の開催を報告した。
7．職員人事異動
退職　専任教員　五反 知恵美
（令和４年12月31日付）

7．連絡事項：
1．1月行事予定

8．承認事項：
1．後援名義使用・共催依頼
①熊本県産前産後母子支援事業報告会・講演会／社会医療法人愛育会福田病院
②第９回県民公開講座／熊本県がん診療連携協議会緩和ケア部会
③障害者歯科セミナー／公益社団法人日本障害者歯科学会
後援名義の使用許諾を承認した。
2．関係機関・団体からの役員等の推薦依頼
①令和４年度熊本県エイズ対策会議委員／熊本県健康福祉部健康危機管理課
近年出席者：令和元年　工藤 智明理事
牛島専務理事の推薦を承認した。

9．議題：
1．令和４年度熊本県委託事業予算書（案）【承認】
①介護者歯科実技研修事業
②8020支援事業
県委託事業予算書案を承認した。
2．各郡市会長専務理事会次第【承認】
会議次第を承認した。
3．会員の労務関係相談に関する社会保険労務士事務所との契約締結【承認】
社労士事務所との契約締結を承認した。顧問料は本会負担、実相談に係る費用は会員負担とする。
4．事業企画書【承認】
①就業規則説明会
事業企画書を承認した。
5．令和５年度県歯終身会員、代議員会表彰者リスト等【承認】
県歯終身会員、代議員会表彰者リストを承認した。
6．令和５年度総務事業計画（案）【承認】
総務事業計画（案）を承認した。
7．令和４年度臨時代議員会日程（案）【承認】
臨時代議員会日程（案）を承認した。
8．令和５年度事業計画（案）【承認】
事業計画（案）を承認した。
9．令和５年度会費及び負担金の賦課額・賦課率並びに徴収方法（案）【承認】
会費及び負担金の賦課額・賦課率並びに徴収方法（案）を承認した。
10．新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ同時流行期の対策【承認】
会員及び関係各団体に配布し、マスコミにも情報提供することを承認した。
11．第36回中規模県歯科医師会連合会【承認】
伊藤会長・牛島専務理事の出席を承認した。
12．令和５年度「ＷＥＢ版広報 国保くまもと」への掲載記事【承認】
寄稿を承認した。記事のテーマは各委員会より出し合う。
13．会員発送同封依頼【保留】
①D-PLUS METALSAVER：有限会社パラテック
他社で同サービスが無いか確認のうえ、２月定期発送物へのチラシの同封を行う。

10．協議事項：
1．九州口腔衛生学会総会担当ローテーション
引き受けるか否か、各理事で考えて、後日結論を出す。

11．監事講評：
増田監事より「理事の皆様は、昨年に引き続きコロナと向き合い奮闘された１年だったと思う。来年もコロナと共存しつつ、会員と県民の為、今後益々のご活躍を祈念しております。」、水上監事より「今年１年、本当にお疲れ様でした。理事の皆様は、伊藤会長が常々お話しされている思いを汲んで、来年も実り多い年となるよう期待しております。」と述べられた。

12．閉会：松本副会長

（広報　神﨑 理子）

令和５年２月６日

選挙権者　各位
被選挙権者　各位

熊本県歯科医師会
会長　伊藤　明彦

会 長 予 備 選 挙 の 公 示

会長予備選挙規則第１０条により会長予備選挙を次の通り公示する。

１．定数　会長候補者　１名

２．選挙権者又は被選挙権者となる資格

選挙権者となる資格　　令和５年１月２４日（火）までに正会員となった者
被選挙権者となる資格　選挙日において正会員として２年以上在籍した者

３．届出に必要な書類

会長予備選挙規則、会長予備選挙及び役員等選挙実施要領に規定する書類が必要。

４．選挙の方法

正会員による選挙として、会長予備選挙規則、会長予備選挙及び役員等選挙実施要領に基づき行う。

（１）届出用紙の配布

①配布期間　自　令和５年２月２２日（水）
　　至　令和５年３月　２日（木）
　　※ただし、土日祭日は除く。
②配布時間　午前８時３０分から午後５時まで
③配布場所　熊本県歯科医師会館

（２）立候補の届出

①届出期間　自　令和５年３月　３日（金）
　　至　令和５年３月１０日（金）
　　※ただし、土日祭日は除く。
②届出時間　午前８時３０分から午後５時まで
③届出先　　選挙管理委員会

（３）投票の期日及び方法

本会所定投票用紙による郵送投票
・投票用紙発送日　令和５年３月１６日（木）
・投票締切　　令和５年３月２５日（土）午後２時到着分まで
※郵送投票の有効・無効
・締切日時までに中央郵便局到着分を有効投票とする。
・投票締切日の午後２時以降に中央郵便局に到着した投票用紙は無効投票とする。
※立候補届出期間の終了日時である令和５年３月１０日（金）午後５時を過ぎた時点において、候補者が定数（１名）のときは、郵便投票は行わない。

（４）立候補者の辞退期限

令和５年３月１５日（水）午後５時まで

（５）立会演説会（※複数の候補者の届出がある場合に実施。ただし新型コロナウイルスの感染状況によりウェブ等の実施方法を検討。）

・日時　令和５年３月１８日（土）午後７時から
・場所　熊本県歯科医師会館４階ホール

（６）開票

・日時　令和５年３月２５日（土）午後３時から
　　※ただし状況により開票の時間は若干前後することがある。
・場所　熊本県歯科医師会館

（７）開票立会い

各候補者が届出した開票立会人による。

（８）当選者

会長予備選挙の当選者は、有効投票の多数を得た候補者とする。なお、候補者が定数（１名）のときは郵送投票を行わないで、その候補者を当選とする。

委員会報告

Webにて多数の協議題の意見交換を

― 九州各県広報担当者会 ―

広報

10月15日（土）午後2時より、沖縄県が主催となり九州各県の歯科医師会館においてWebで標記会議が開催された。本県からは、松本副会長と神﨑理事、髙﨑副委員長が参加した。

梅村沖縄県歯理事の開会の辞に始まり、米須沖縄県歯会長と脇田日歯理事の挨拶があり、その後座長に梅村沖縄県歯理事、副座長に要鹿児島県歯理事が選出された。

脇田日歯理事より日歯報告後、協議に入った。協議内容は以下の通りである。

⑴　令和４年度九州各県広報関係事業計画及び予算について

⑵　各県提出協議題について

・ICT（情報通信技術）利活用にあわせたペーパーレス化について（佐賀）
・動画による情報発信について（長崎）
・広報誌の表紙の写真について（熊本）
・県歯広報誌への会員個人の投稿文掲載依頼の際に、内容等に希望や注意されている点について（宮崎）
・ペーパーレスの取り組みについて（鹿児島）
・会員への伝達としてLINEなどのSNSを利用している事例がありましたらご教示ください（鹿児島）
・ペーパーレス化への移行について（沖縄）
・保険に関する質問・回答はどこまで会誌やホームページに掲載していますか（沖縄）

⑶　日歯への要望及び質問について

①よ坊さんのLINEスタンプ（ご当地版）を各県で作成する事は可能か。

A．販売となるため、デザインマニュアルにもある通り、現時点では作成を認めていない。ただし、商標権及び著作権を日歯が単独で持っているため、今後の検討課題としたい。

各県の担当者とWebで意見交換

②よ坊さんが使っている言葉を絵は変えずに方言に変えたりするにあたってお聞き頂きたい。

A．現在でもよ坊さんが話をしたりなど、柔軟に運用しているので、日歯広報課にご相談いただきたい。

③日歯のホームページに子ども向けのページ作成、平易な文書で文字を大きくして漢字にルビを振るようなホームページを作って欲しいとの要望が昨年宮崎県歯よりありましたが、進展についてお聞きしたい。

A．要望があったことは承知しているが、今後のリニューアルの検討の際の課題の一つとしたい。日歯8020テレビの動画を含めて、新たなページやコンテンツの作成および見直し時には、小学生でも分かるように平易な言葉を使用するよう努めている。

④スマホアプリBABYプラスについて、どれくらいの人が登録されているかお聞かせ願いたい。

A．約6,500の会員歯科医院が登録している。

終了後、次期開催県の要鹿児島県歯理事による挨拶があり、梅村沖縄県歯理事の閉会の辞で会議は終了した。

（髙﨑 真由美）

委員会報告

今年度も熊本国税局担当者を交えての開催

― 熊本国税局管内税務指導者協議会 ―

厚生・医療管理

11月22日（火）午後２時より県歯会館において標記会議が宮崎県歯の主幹でWebにて開催された。会議は２部制で行われ、第１部で熊本・大分・宮崎・鹿児島各県による協議、第２部で熊本国税局担当者を交えての協議を行った。

【第１部】

１．開会：高橋宮崎県歯副会長

２．挨拶：重城宮崎県歯会長「今年度も新型コロナウイルス感染症によるWeb開催となるが有意義な会議としましょう」

３．報告：中村勝文日歯税務・青色申告委員会委員長

事業税非課税処置、コロナ対策措置などについて説明がなされた。

４．座長選出

５．協議

⑴　管内各歯科医師会からの現況について資料による各県からの報告が行われた。

⑵　各歯科医師会提出協議題について

- インボイス制度の周知について（大分県・熊本県）

インボイス制度の会員への周知方法や内容について各県の取り組みをご教示お願いしたい。

- 各県の税務に関する講習会やセミナー等の開催について（宮崎県）

各県における税務に関する講習会やセミナーについてご意見をお願いしたい。

⑶　日歯への要望等

- インボイス制度に加入申請しない場合の今後考えうる不利な点と今後の日歯の対応についてご教示いただきたい。（熊本県）
- エネルギー価格の高騰による電力価格上昇に対して日歯から会員への対応等があればご教示いただきたい。（鹿児島県）
- 改正電子帳簿保存法について医療機関における特徴についてご教示いただきたい。（宮崎県）

６．講演：「歯科医院の経営実態と医療関連税制」中村勝文先生

本県からは工藤理事、牧委員長、宮井副会長が出席

- 令和３年度の医療経済実態調査概要についての報告
- 社会保険診療の消費税非課税、診療報酬補填率の推移についての説明
- インボイス制度の導入と歯科医療機関への影響についての説明
- 改正電子帳簿保存法についての説明

７．講演：「令和４年度税務情報及び歯科クリニックの経営改善のポイント」

丸山定夫日歯嘱託税理士

- 確定申告時期に多い問い合わせ事項について

【第２部】

１．出席者紹介

２．国税局挨拶　畑中直樹熊本国税局個人課税課課長補佐

３．国税局との協議

⑴　国税局管内における税務の現況について

⑵　税務諸問題と会員指導について

⑶　各県からの提出議題

- 雑所得の判定基準改正について（大分県）
- 税務調査対象となる歯科診療所の特徴について（熊本県）
- 一般的な歯科診療所においての納税における注意点について（熊本県）
- 税務におけるマイナンバーカードの使用について（鹿児島県）
- コロナ禍における税務調査について（宮崎県）

４．閉会　黒木宮崎県歯専務理事

（牧 潤一）

歯と口の健康講座

睡眠時無呼吸症候群について

理事　**馬場　一英**

睡眠時無呼吸症候群（※以下、SASという。）とは睡眠障害の一つであり、読んで字のごとく、睡眠中に一時的に呼吸が止まってしまう病気です。そうすると睡眠の質が悪くなり睡眠時間も不足してしまいます。日本においては約500万人の患者がいるとされており、その１割しか治療を受けていないといわれている。こうした睡眠障害が原因で、運転中に交通事故を起こすケースもあります。そのため2014年には道路交通法が改正されて、自動車免許の申請や更新時に、睡眠障害について申告が義務付けられるようになりました。未申告の場合には罰則が設けられています。

また、低酸素血症や高炭酸ガス血症となり、心臓、肺といった循環器系に負担がかかり、高血圧、心疾患、脳血管障害などを引き起こし、突然死の原因になるとも言われています。さらに、高脂血症、糖尿病、自律神経の異常やうつ病等の精神疾患にも関連すると考えられています。ではなぜ睡眠中に呼吸が止まってしまうのでしょうか。それは、寝ているとき、肺への空気の通り道である気道に舌が落ち込んだり、またそもそも首周りの脂肪がたくさんついていたり扁桃肥大を起こしているために、気道のスペースが狭まり塞がれてしまうことで起こるのです。

SASには閉塞性睡眠時無呼吸症候群（※以下、OSASという。）と、中枢性睡眠時無呼吸症候群（CSAS)、そして閉塞性と中枢性が混在する混合性睡眠時無呼吸症候群に分類されます。OSASは気道の狭窄によって呼吸が不十分となる状態です。SASのほとんどがOSASであり、いびきをかくというと肥満体形の中年男性がイメージされますが、日本人には顎の小さい人が多く、そのため骨格的にどうしても気道が塞がりやすいため、痩せていてもOSASの人がいます。

医師による診断により、OSASの治療においての口腔内装置（※以下、OAという。）が、主に歯科での対応として考えられるところです。

歯科においては診療台や待合室でいびきをかいて寝ている人や、日中なのに猛烈な眠気を帯びた人など、日常の診療現場でもOSASの症状を呈している人を見つけやすい立場でもあります。また歯科医師はいつも開口した状態を診ています。図１のマランパチ分類では度数が高くなるほどOSASのリスクが高くなるといわれています。

（図１）

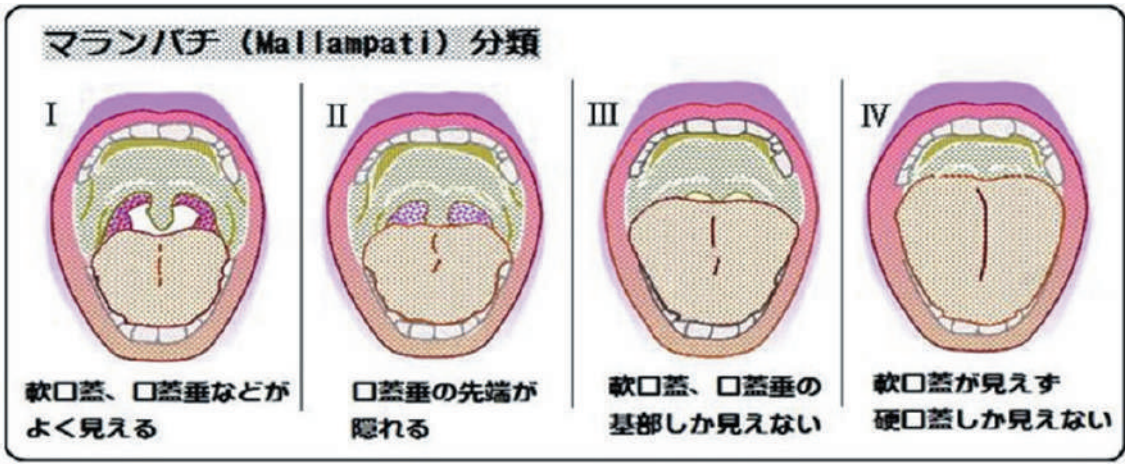

February 4, 2016Understanding the Mallampati score　clinicai advisor　Sharon M. O'Brien, MPAS, PA-Cより引用

睡眠時無呼吸症候群の治療の流れ

・診断

医師による問診や眠気尺度評価（ESS）が行われます。睡眠時無呼吸症の疑いがある場合は、睡眠時の呼吸状態を計測する簡易無呼吸検査やポリソムノグラフィー（PSG検査）などを行います。睡眠時にいびきや無呼吸の症状があり、日中に眠気などの臨床症状があり、ポリソムノグラフィーにおいて１時間あたりの無呼吸低呼吸指数（※以下、AHIという。）が５回以上あるものを閉塞性睡眠時無呼吸低呼吸症候群と診断します。現在の日本の保険診療の基準ではAHI＜５を単純いびき症、５≦AHI＜20を軽症、20≦AHIを重症と判定しています。

・治療

まずは肥満がある方では減量療法が第１選択となります。その上で経鼻的持続気道陽圧療法（CPAP)、耳鼻科的な外科療法、口腔内装置、顎顔面外科療法などが選択されます。

口腔内装置（OA）

OA（図２－１，２）は、上下の歯列を固定するようなマウスピースを製作し、下顎を前方に牽引して、誘導することにより沈下した舌を持ち上げ狭窄した気道を拡大することにより通気性をよくする装置のことです。この治療法はAHIが５以上の場合より保険が適応となります。しかし、残っている歯牙が少数であったり無歯顎の場合、また鼻呼吸ができない人には適用できない場合があります。OAの上下顎の位置設定は下顎の最大前方移動量の距離に対する割合が75％の下顎移動量から調整を開始することが基本ですが，軽症から中等症の患者に対しては，50％から調整を開始する場合があります。より前方に下顎を誘導する方が効果が高くなりますが違和感等も強くなるため、個々の患者さんの状態により調整されます。

（図２－１）いびきや睡眠時無呼吸症候群に使用する口腔装置

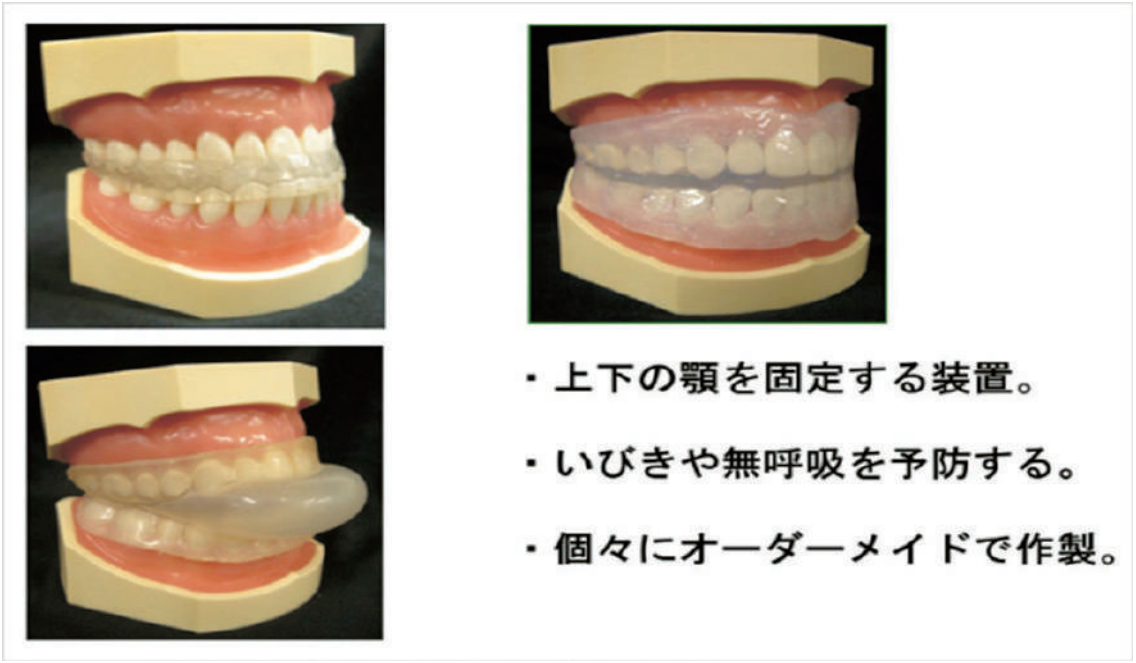

（図２－２）口腔内装置はどのようにいびきを予防するのか？

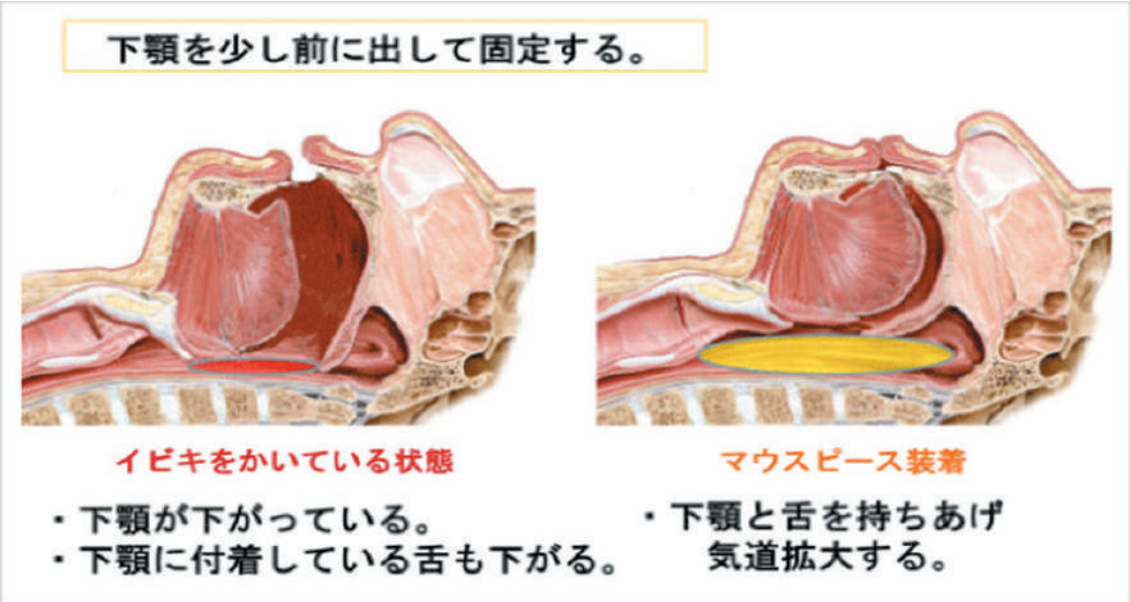

（図２－１，２）日本歯科医師会　歯とお口のことなら何でもわかる8020テーマパーク睡眠時無呼吸症候群より引用

OAには保険適用のモノブロックタイプと、保険適用外のバイブロックタイプがあり、装着感はバイブロックタイプの方が優れています。

モノブロックタイプ

バイブロックタイプ（ソムノデント）

OAの効果が期待できるケース

肥満の程度が軽度で、画像検査にて下顎が後退しており、上気道が狭いことが判明している場合に効果が期待できます。簡単なチェックの方法としては、下顎を前方に移動させることにより、いびきの音が少なくなる、もしくは、なくなる人には効果があると考えられています。

・OAの治療の流れ

重度の歯周病や、顎関節症がないことを確認します。

上下顎の歯型と噛み合わせを採取します。

上顎、下顎にマウスピースを制作して、これを装着します。

下顎を前に誘導して、いびきが少なくなることを確認した後、固定します。

OAを装着した後も、顎関節や筋肉に過剰な負担がないかなどを確認します。

OA使用中のいびきの状態や、眠気を確認しOAの使用効果の判定をします。医科に依頼し再度PSG検査を行うこともあります。また、歯周病や顎関節の状態も常に確認します。

保険適用の口腔内装置の作製には医科医療機関からの紹介状が必要となります。

顎顔面外科療法（図３－１，２）

小顎症など顎顔面の骨格的な問題がある場合、病院口腔外科においての顎顔面外科手術の有用性が高いと言われています。顎顔面外科手術には、オトガイ―舌筋 ／舌骨筋群前方牽引術（GA）と、上下顎骨前方移動術（BMA）があります。どちらも全身麻酔下での手術となり、10日程度の入院が必要となります。また、術後の合併症として、約１～２カ月にわたる頬部の腫脹や頬部から頸部におよぶ内出血斑、数カ月にわたる下唇からオトガイ部、口腔内にわたる知覚異常、さらに咬合時の違和感等を生じることがあります。

この治療法は、現在は睡眠障害に対する診断だけでは保険診療が出来ません。顎が小さい、かみ合せが悪いという、顎変形症の診断がついた場合に保険適用されます。

（図３－１）　手術術式の内容①

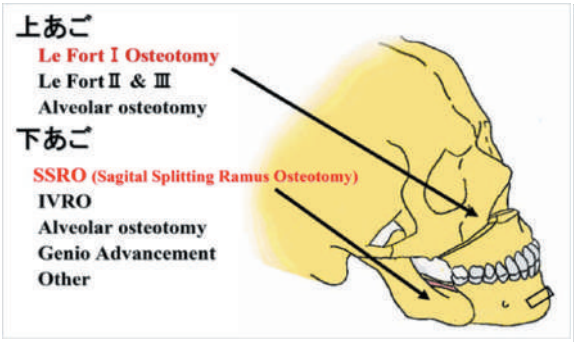

（図３－１，２）日本歯科医師会　歯とお口のことなら何でもわかる8020テーマパーク睡眠時無呼吸症候群より引用

（図３－２）　手術術式の内容②

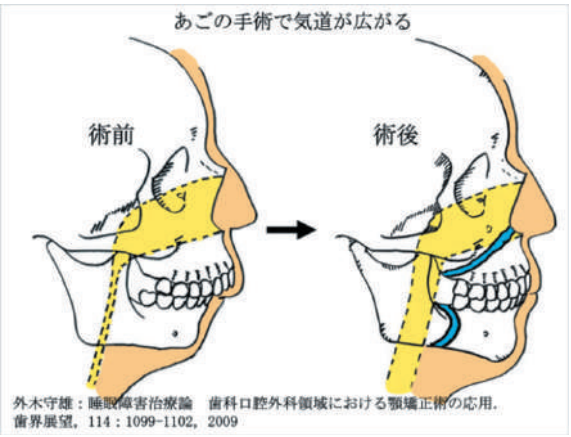

マスク生活への懸念

長引くコロナ禍によって、マスク装着が常態化し必要ない場面でもマスクを外すことに抵抗を感じる方も少なくないようです。マスク装着中は表情筋などの口腔周囲機能が働きにくくなり、また息苦しさによって、やむなく口呼吸となっていることも多く、マスクを外した後も鼻疾患がないにも関わらず口呼吸を継続していることも少なくないようです。口呼吸でいつも口を開けていると鼻とのどの間にあるリンパ組織（アデノイド）が増殖してしまい極端に大きくなると、気道が狭まって、結果的にOSASの原因となることも考えられます。長期間のOSASの継続は子供において、情動の異常や発育障害の一因ともなり得るといわれ、慢性的な口呼吸は、顎の成長に影響する可能性があるとも言われています。

もし、顎が小さいままだと、将来中高年になってからのSASにつながるかもしれません。

今後、私達歯科医師はむし歯や歯周病といった感染症のコントロールはもちろん、口腔周囲の機能の管理も重要な役割となっていくと思われます。

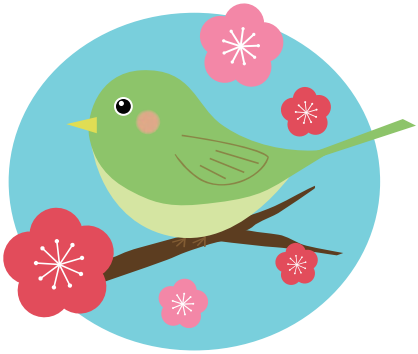

玉名郡市歯科医師会

歯科界に吹く風を生かそう！

― 臨時総会 ―

12月10日（土）午後３時より玉名市民会館会議棟において、標記会が開催された。開会の後、大林会長より「コロナ禍はもう３年が経ち物価の高騰や金パラ問題など歯科界を取り巻く環境は相変わらず厳しいものがあるが、しかし今歯科界には風が吹いている、このチャンスを生かさないといけない」との挨拶があった。

髙﨑議長が選出され、会務、代議員会、評議員会、会長専務会の報告がなされた。昨年から各医院に送られる理事会報告にその都度詳しく内容が掲載されているので、追加報告のみとなった。

議事では、令和３年度の一般会計、共済互助会、歯科医師連盟の決算報告の後、監査報告があり承認された。協議事項としては①会員への救済補助について話し合われた。前回コロナ救済一時金が支払われたが、再度支給が可能かという視点で、玉名郡市歯会の今後５年間の一般会計収入のシミュレーションが示された。新規会員の減少と会員の高齢化が問題点として浮き彫りにされ、会員からも様々な意見が出された。難しい問題を含んでいるのでアンケートを取って検討していく事となった。②休日診療について意見が交わされた。他の歯科医師会の現状が紹介され、又自宅開業の会員は常に休日も急患診療をしているとの意見も出された。今回結論は出ず、引き続き検討していく事となった。その他として1）在宅介護モデル地域打合せ

議案はすべて承認された

会議の報告があった。訪問歯科診療案内小冊子が完成し、対象関連施設に配布された事から、訪問歯科診療に関する問い合わせが増える事が考えられ、適切な対応をお願いしたいとのことであった。2）次にエネルギー価格高騰対策支援金について説明がなされた。3）インターンシップ制度の活用について。歯科衛生士の不足は深刻であり、そのためにぜひとも協力願いたいと要請があった。4）来年度の有明医科歯科連携講演会について案内があった。5）学校歯科より咬合異常に関する問題点について説明があった。

閉会の後、くまもと県北病院歯科口腔外科の福間先生より手術室共同利用について説明があり、今後ますます協力していく事となった。

今年は３年ぶりに忘年会も開催する事が出来た。少しずつ日常に戻っていく手ごたえもあるが、コロナ禍での体験を生かして、より賢く先に進んでいきたいものである。

（小林　泰子）

天草郡市歯科医師会

４人の会員を御祝

― 長寿のお祝いの会 ―

12月10日（土）午後６時より標記会を開催した。藤本豊会員が傘寿、久々山芳文会員が古希、松木正二郎会員と浦田琢二会員が還暦をそれぞれ迎えられ、４人の先生方をお祝いした（１人は欠席）。

主役３人はちゃんちゃんこと頭巾を身に纏い、参加者全員での記念撮影から始まった。

その後、中嶋敬介会長からの祝辞に続き、３人の会員には花束を贈呈し、それぞれから挨拶があった。これまでの歯科医師人生、そしてこれからの人生について熱く語っていた。

中村社綱会員の乾杯の発声の後、歓談へと移行した。座席の間隔を広めにするなど感染対策を十分に講じた上で、参加者全員で地元の美味しい魚料理やお酒をいただき、楽しいひとときを過ごした。また、今年は天草郡市歯会発足90周年という記念すべき年でもあり、歓談の途中で写真スライドを流しながらこれまでの90年を振り返った。

寿賀会員、中嶋会長を皆で囲んで

（神 浩介）

荒尾市歯科医師会

今年も集うことは欠かしません！

― 例会＆新年会 ―

１月６日（金）午後７時よりホテルヴェルデにて今年最初の標記会が同時開催された。

コロナ禍が終息していないことや出務回数の合理化を目的とし同日開催が実現した。

例会は欠席会員のため定番となったWeb同時配信も行い、各担当理事からの報告＆協議事項に関して参加会員と意見交換を行った。

その後、こちらも定番となった集合写真撮影の後、新年会へと移行した。田中文丸会長の新年の挨拶の後、北野会員の乾杯の発声で祝宴へ。

宴の間はホテル側と参加者の従来からの感染対策を遵守しながら、会員相互の親睦を久々に対面で行えたことは非常に感慨深く、行動規制緩和措置も始まり感染者は増加傾向にあったが、過度な活動自粛は不要な段階に来ていると参加全会員で証明するケースとなる２時間になった。

本年も荒歯会よろしくお願いいたします。

また従来、本会の新年会は会員家族間の親睦も兼ねての事業として長年実施されてきたが、2018年を最後に会員のみの参加形式が続いている。その後で家庭を築いたものとしてはwithコロナが日常化しても、感染対策に神経をすり減らさなくて済む中での復活を心待ちにしたい。

（坂田 輝之）

荒尾市・玉名郡市歯科医師会

３年ぶりに開催

― 荒尾・玉名役員連絡協議会 ―

12月16日（金）午後７時より「山路」にて標記会議が開催された。新型コロナウイルスの影響で延期されていたが、３年ぶりの開催である。玉名郡市歯会、荒尾市歯会の両会長挨拶の中でwithコロナで少しずつでも共同事業を行いたい旨を話された。議事に移り下記の内容が議論された。

- 今後の共同事業の在り方（荒尾市・玉名郡市）
- 在宅担当者会議モデル事業の進捗状況と今後の予定（玉名郡市）
- 在宅担当者会議モデル事業の玉歯会の対応と荒歯会の事業協力（荒尾市）
- 休日診療の現状と提案（荒尾市）

withコロナに移行しつつあるなか、担当理事で連絡を取りながら、学術などから事業を行いたい旨を確認した。玉名郡市歯会は今年度モデル地区事業に該当し、市民向けリーフレットの作成を行った。荒尾市歯会は次年度モデル地区事業、これまで医科歯科連携をはじめ様々な連携をはかっている。どのような事業を行うか模索中との事。荒尾市歯会は長きにわたり休日診療を行っているが、会員の高齢化により負担が増しており、玉名郡市歯会が参加すれば負担軽減になる旨の説明があった。玉名郡市歯会も会員の高齢化が進んでおり、総会でこの問題を協議するも休日診療をやろうという声が上がってこないのが現状である。

各協議題を真剣に話し合う

協議終了後懇親会が行われた。久々の開催で会話が盛り上がり、お酒を酌み交わしながら親睦をはかった。

（永廣 有伸）

報　告　伊藤会長の新春　県市トップ訪問

― 2023年新春　蒲島知事表敬訪問 ―

１月４日（水）、伊藤会長、牛島専務理事が年始挨拶で県庁に蒲島知事を訪ねた。知事からは、「自分自身も含め歯の大事さは良く理解している。歯科医師会には引続き、健康長寿は歯からで頑張って頂きたい。」とのお言葉を頂いた。伊藤会長から、「知事のスローガンはあらゆる場面で活用させて頂いている。」と感謝が述べられた。

同席された田嶋副知事からは、2024年のＴＳＭＣの本格稼働に向け、台湾の方々向け歯科対応も熊大等と連携し進めてほしいとの話があり、会長から会として対応する旨お応えした。人間ドックでの歯科検診普及も話題となり、牛島専務理事から歯周病は1.8％の受診率であり取組が必要との話をされた。この他、歯科衛生士の確保や口腔保健センター、昨年設置された口腔保健支援センターの活動など、盛りだくさんの話題がでた。

県から蒲島知事、田嶋副知事、木村副知事、沼川健康福祉部長が同席

訪問には、県歯科衛生士会から越川会長、淀川監事も同席

― 2023年新春　大西市長表敬訪問 ―

続いて、熊本市役所に大西市長を訪ねた。会長からは、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの発症抑制のために県歯が作成したポスターをもとに、感染予防へ口腔ケアの重要性を説明され、熊本市でのフッ化物洗口のさらなる強化や全国小学校歯みがき大会への積極的参加を要望した。大西市長は、その場で市が開催予定の会議で議題として取り上げるよう市執行部へ指示された。牛島専務理事からは、フッ化物洗口で成果をあげるためには、小学校高学年での取組が不可欠であることや、市にも昨年設置された口腔保健支援センターと連携して乳幼児歯科等の改善に取組む必要性を提言された。この他、障がい歯科を担っている県歯の口腔保健センターへの視察にも意欲を示された。

大西市長にフッ化物洗口のさらなる拡充を要望

蒲島知事、大西市長には、新年以外にも定期的に面談をし、都度歯科医療界が抱える課題について、話し合う機会を作っている。

（事務局長　岡﨑 光治）

リレー投稿 74

子は親を写す鏡

下益城郡　吉永歯科医院　吉永 義優

宇城市の吉永歯科医院で勤務しています吉永義優と申します。大学の同級生で友人の、脇勇士郎会員からバトンを受け取りました。

私は卒後研修を終えた後、すぐに実家である吉永歯科医院に勤務し、今年で６年目になります。熊本に戻ってからは、新人歯科医師として診療や勉強に日々翻弄される毎日でした。そのような忙しい中で縁に恵まれ結婚、そして第一子（長女）の誕生と続きました。多くの方に支えられ、本当に濃密で充実した毎日を送らせていただいています。

子どもが生まれるまでは、「１日も早く一人前の歯科医師になりたい」と日々仕事に明け暮れていました。しかし、昨今は家事を全て妻に押し付ける時代ではなくなりました。また、たまたま妻の産後の肥立ちが悪く、医師から通常よりも安静にするように指示を受けたことでも拍車がかかり、かくして、覚悟を決めて子育てに参入せざるを得なくなりました。最初はどのように接すればいいかわからず戸惑いの連続でしたが、周りの助けもあり、なんとかこなすことができました。

娘が大きくなると、私や妻の真似をすることが増えてきました。妻から私の真似をしていると指摘され、このようなことをしていたのかと気付かされました。それではと、娘の前では本や新聞を読んだりするようにしたところ、真似をしてくれるようになりました。またある時は、私が洗濯物を畳んでいたところ、隣で一生懸命自分の服を畳もうと奮闘していました。最も驚いたのは、娘が私よりも歯磨きが習慣になっていることです。これは妻の努力の成果なのですが、今では私が娘に一緒に磨こうとせっつかれています。

娘と一緒に乗馬体験

まだ父親になったばかりですが、『子は親を写す鏡』という言葉を、身をもって体験しました。子どもは良し悪しの区別なく、親の真似をしていきます。真似していることを見て、「しまった」と思うこともしばしばです。これからも子どもに見られていると自分自身を律しながら、親子で成長していきたいと思います。

次回は、小川で開業されている鎌田歯科クリニックの鎌田政彦会員へバトンをお渡ししたいと思います。

熊歯乙女のひとりごと㉖

つぶやき

熊本市　井上歯科医院　井上 泰子

今回担当させて頂きます、井上泰子と申します。私は、熊本市北区で開業しています地域密着歯科医院の歯科医です。そんな「熊歯乙女のひとりごと」、ちょっと重いかもしれませんがお読み下さい。

学生時代に父が他界。福岡歯科大卒後、母の病気療養で熊本に転居し私は開業医に勤務。その後、九州大学で勉強、又熊本に帰り総合病院に勤務します。その頃に主人と出会い結婚、そして開業。乙女30歳の春でした。

開業と同じくして長男を出産、その後続けて５人の母親となり、来る日も来る日も子育てと家事で手一杯。その心の中には「早く歯科の仕事がしたい！」という葛藤がずっと有りました。

でも今振り返りますと、その頃が、妻として母として一番幸せな日々だったのです。近所の荒れ地を耕して畑作業をしたこと。子供と一緒に沢山の種類の野菜を種や苗から育て収穫した喜び。食卓には野菜ばかりが続き、家族に呆れられたこと。とても楽しい思い出です。

しかし、そんな私を「主人の死」が突然襲います。享年54、一番下の子が小学校３年生でした。

その後７年間は、要領の悪い私は机の上に伏して寝た事が多かったように思います。経済的な事や子供の成長の事、又診療の体験不足を埋めるための勉強。子供に涙を見せたくないので辛い時は車の中で泣きました。

イチョウ

夜明け前の青い時間

でも、あの家事と育児にあけくれた体験が、毎日の診療にこんなに役に立つとは思いもしませんでした。そして気が付けば、家族、スタッフ、応援してくれる方々のお陰で、15年の歳月がアッという間に過ぎていました。特に母には感謝しきれません。今も時々、責任の重さで悩むことはありますが、最近は写真を始めて、県歯芸術同好会に入れていただいたり、好きな講座に通ったりと、心にゆとりが出てきました。

時間はかかりましたが、「私の生きがいは、歯科の仕事を通して御縁ある方々に幸せや笑顔になって頂くこと」と自信を持って言えるようにもなりました。

ここまで来られた全てに感謝しまして、これからも微力ながら地域の皆様のため精一杯頑張り続けたいと思います。

「世の中は、つらいことでいっぱいですが、それに打ち勝つことも満ち溢れています…」いつか、どこかで聞いたことばを思い出しましたので書き添え、私のひとりごとを結ばせて頂きます。最後まで読んで下さり、有難うございました。

身元確認マニュアルPart③

⑷　遺体状況による身元確認のための情報収集項目

身元不明死体の身元確認のための歯科所見記録は、基本的にはデンタルチャートの作成、口腔内写真撮影、レントゲン写真撮影等により行う。しかし東日本大震災においては、発災直後の初期段階では遺体の数が極めて多く、またレントゲン写真撮影装置や電源の確保等が容易に行えない状況であった。したがって、そのような状況下では、マニュアルにある作業手順にとらわれず、遺体の状況（腐敗、変形、硬直による開口の程度）や現場の状況に即した対応を余儀なくされる場合が生じる。（全体的に必要な採取項目は現地コーディネーターまたは身元確認斑の責任者が判断するが、個別死体で判断しかねる場合には、最終的には警察の現地担当者と協議し、採取資料等について決定する。）

○採取資料の目安

遺体状況の変化にあわせて採取資料を次の①～③に分けて判断するとわかりやすくなる。
（デンタルチャートは口腔内所見を文字で記入する部分と図で描記する部分がある。）

①死後硬直がとける２～３日まで

災害発生直後から２～３日では死後硬直があり一般に開口が困難であるが、顔面の変形は少なく人相での身元判断がある程度可能なので、遺体数が多く、一体一体に十分な時間が取れない等の場合には、デンタルチャートの正確な文字表記だけを行い、図を省略することが考えられる。但し、このような時期でも死体は生体とは異なり見誤る場合があるため、最低限のデンタルチャートの正確な文字表記は必要である。

②腐敗変形が軽度な10日程度まで（季節や水中、地中等により異なる）

発災から２～３日経過し、死後硬直が緩解すると、開口が容易になり所見記録採取は行いやすくなるが、時間経過とともに腐敗、変形が進行するので、その程度により情報収集項目を判断する必要が考えられる。デンタルチャートの正確な文字表記は必須であるが、遺体数が多く、一体一体に十分な時間が取れない等の場合には、良好な口腔内写真が得られれば図を省略する場合も考えられる。

③腐敗が進行する10日程度以降

10日程度経過し、腐敗、変形が進行したものや発災直後でも焼死体、部分死体等では、できる限り情報が多いほうが確実な身元確認につながるため、デンタルチャート、口腔内写真、レントゲン写真等の詳細な記録が必要である。

※デンタルチャート作成時にレントゲン写真撮影、口腔内写真撮影を行わなかったもので、その後の身元確認が困難な場合には荼毘にふす前に再度レントゲン写真撮影、口腔内写真撮影を行ない詳細な記録を残す必要がある。

○採取資料の種別

デンタルチャートの詳細な記載以外の、レントゲン写真や口腔内写真の撮影については、資機（器）材の配備や検死場環境に左右される。採取可能な資料は全て採取することが原則であるが、遺体数が多く、早期に資料作成を必要とする場合等は、デンタルチャートにある図を口腔内写真にて代用とすることも可能と考える。但し、その場合は、最後臼歯部まで撮影範囲となるよう注意しなければならない。

遺体数と担当する歯科医師チーム数やレントゲン撮影装置数等を鑑み、遺体状況により全顎撮影ではなく、根菅治療の有無や最近治療したと思われる部位の撮影を優先することも考えられる。

⑸　標準記号（略号）の使用

標準記号（略号）の使用について、現地で作業にあたる歯科医師に対して、正確なデンタルチャート作成のために、保険の標準用語を用いるようにオリエンテーションを行う必要がある。

⑹　口腔内写真撮影

身元確認のための死後記録の中で、口腔内写真は硬組織、軟組織ともにその色調、形、大きさ、処置内容等をある程度把握することができるとともに、デンタルチャートの内容を裏付ける効果が期待できる。さらに生前の口腔内写真がカルテと共に保存されている場合には、それらを照合することで、極めて高い確率で身元が確認できる。

①撮影部位

ア）上下顎歯列正面観・左右側側面観・咬合面観

閉口時の正面（１枚）左右側側面観（各１枚）上下顎歯列咬合面観（各１枚）の合計５枚を基本として、その他特徴ある所見は全て撮影する。

なお、所見時ポーセレンの疑いがもたれる歯牙に対しては接合面の確認やレントゲン撮影による画像で確認する。

イ）部分遺体（脱落歯、骨片等）

脱落歯においては唇側、舌側、近心、遠心、咬合（切縁）の各面、骨片においては骨折面、さらに頭蓋骨においては、縫合部を含む全ての面の写真が必要となる。

ウ）脱落補綴物・修復物

極端に強い外力が加わった場合、または死後日数が経過した場合等では、有床義歯のみならず、クラウンやブリッジ等も脱落する可能性がある。歯科補綴物だからこそ知り得る特性を、身元確認に有効活用するために記録として残す。その際、採取した場所、日時等も記録しておくこと。

エ）その他

災害現場、身元確認作業の全景等を撮影しておくことは、現場の状況を他の歯科医師に伝えるためにも必要である。但し、撮影の際には、管理する警察側の了解を得てから行うことが肝要である。

②注意事項

ア）多数遺体を撮影する場合、写真上で識別が可能となるよう、遺体番号カード等を写し込む。

イ）遺体写真の取扱いには十分な配慮が必要で、第三者の目に触れないよう心掛ける。

ウ）現場責任者の許可を得たとしても、現場撮影の際には遺族やその関係者への心情に配し、いたずらに刺激するような言動は厳に慎むこと。

エ）捜査員の顔がわかるような撮影はしないよう注意する。

⑺　エックス線写真撮影

情報量の多さという点で極めて重要な資料となる。歯根の形態、根管充填の状態、埋伏歯の有無等、肉眼所見では得られない数多くの決め手になる情報を提供してくれる可能性がある。また、警察関係者、遺族等への説明の際にも有効な資料となり、更に検査結果の再確認が容易に出来るという特長がある。

①種類

ア）携帯用デンタルエックス線写真撮影装置（アナログ、デジタル）

イ）可動型横臥位パノラマエックス線写真撮影装置（アナログ、デジタル）

※全国都道府県警察には、携帯用デンタルエックス線装置（ ARIBEX 社製 NOMAD も

しくは10DR 社製デキシコ ADX）が配備され、その他、画像プリンタも配備されているところもある。

②撮影部位

デンタル撮影においては、原則として全顎を撮影する。特徴ある所見を有する部位については、それ以外に咬翼法、偏心投影法等を利用して詳細な記録を残す。脱落歯の場合は照射時間を調整する必要がある。また場合により、デンタル撮影装置を使用し、パノラマフィルムや咬合型フィルム上に顎骨骨体部を撮影することが有効となる。

③注意事項

ア）エックス線の防護には十分な注意が必要である。検死を担当する歯科医師のみならず、周囲の警察関係者や遺族などへの配慮を忘れないようにする。

イ）撮影フィルム（画像）には、遺体番号、日付等を写し込み、画像ごとに区別が明確になるようにする。

ウ）デジタル機器にて複数遺体を続けて撮影する場合、次の遺体撮影前にピンセット等を撮影、あるいはナンバーシール等を利用し遺体の区別を明確にする。

エ）デジタル機器にて撮影された画像は、警察管理の下、出来るだけ早期に画像プリンタ等で出力し、デンタルチャート等と併せて管理する。

オ）生前資料の中にエックス線写真がある場合、エックス線の照射主線が同じ方向となるように心掛ける。

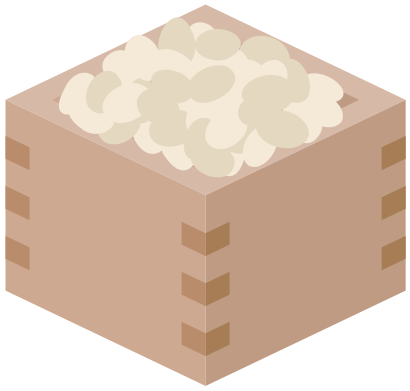

ご　訃　報

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

森　　一 先生

令和４年12月３日　ご逝去　91歳

- 郡　市　名：宇土郡市
- 入会年月日：昭和35年11月２日

永田　勝 先生

令和４年12月７日　ご逝去　100歳

- 郡　市　名：水俣・芦北郡市
- 入会年月日：昭和29年８月１日

西野　秀隆 先生

令和４年12月28日　ご逝去　96歳

- 郡　市　名：熊本市
- 入会年月日：昭和29年９月１日

堀川　義治 先生

令和５年１月７日　ご逝去　94歳

- 郡　市　名：熊本市
- 入会年月日：昭和37年４月10日

平井　和紀 先生

令和５年１月９日　ご逝去　84歳

- 郡　市　名：山鹿市
- 入会年月日：昭和43年７月11日

会　務　報　告

自　令和４年11月21日
至　令和４年12月25日

所管	日付	摘要	出務者
総　務	11月21日	職員面談	牛島専務理事
	22日	第19回理事会 【承認事項】 （１）後援名義使用・共催依頼（２）関係機関・団体からの役員等の推薦 【議　題】 （１）関係機関・団体への会費等納入（２）令和４年度熊本県委託事業に係る予算 （３）女性歯科医師ネットワーク　ほか	伊藤会長他全役員
	23日	熊本顎変形症研究会講演会・懇親会（アークホテル熊本城前）	伊藤会長
	24日	県下歯科大学（歯学部）同窓会支部連絡協議会懇親会（ホテル日航熊本）	伊藤会長、牛島専務理事
	25日	都道府県事務長事務連絡会（日歯会館）	岡﨑事務局長
		【Web】次期日歯会長予備選挙打合せ	【会館】伊藤会長、牛島専務理事 【Web】選挙人
	29日	九州地方社保医療協議会熊本部会（合同庁舎）	椿副会長
		第３回選挙管理委員会 （１）会長予備選挙の公示（２）会長予備選挙の立候補届出用紙 （３）会長予備選挙に係る郵送投票券に使用する封筒　ほか	中原委員長他全委員、松本副会長、牛島専務理事、宇治常務理事
	12月２日	睡眠呼吸障害研究会（熊本大学）	椿副会長
	３日	「九州」「中国・四国」地区役員連絡協議会（ANAクラウンプラザホテル松山）	伊藤会長、椿副会長、牛島専務理事、宇治常務理事、岡課長補佐
	４日	日歯会長予備選挙立候補者・高橋英登君を応援する「チーム高橋」発足集会（ホテルメトロポリタンエドモント）	伊藤会長
	６日	【書面議決】県国際協会臨時総会	伊藤会長
		職員面談	牛島専務理事
		県救急医療連絡協議会「救急告示医療機関を対象とした研修会」（県医師会館）	
	７日	県口腔保健支援センター出務（県庁）	牛島専務理事
		【Web】支払基金審査運営協議会（診療所）	伊藤会長
		第28回常務理事会 （１）後援名義使用・共催依頼 （２）会員の労務関係相談に関する社会保険労務士事務所との契約締結 （３）令和５年度「WEB版広報 国保くまもと」への掲載記事　ほか	伊藤会長他常務理事以上全役員
	９日	賞与授与式	伊藤会長
	10日	鹿児島大学歯学部同窓会県支部忘年会（熊本市）	伊藤会長、松本副会長
	11日	故森一会員（宇土郡市）告別式弔辞奉呈（豊住葬祭）	伊藤会長
	12日	第４回災害時歯科医療供給体制検討会 （１）御船保健所管内（上益城郡歯科医師会）意見交換会 （２）八代保健所管内（八代歯科医師会）意見交換会（３）上記接続試験　ほか	松本副会長、牛島専務理事、永松・宇治常務理事、椿・石井理事
	13日	【Web】日本口腔外科学会熊本県支部世話人会（診療所）	伊藤会長
	14日	第４回役員報酬等検討臨時委員会 （１）答申書案作成	久々山委員長他全委員、松本副会長、宇治常務理事
	15日	県口腔保健支援センター出務（県庁）	髙水間理事
	16日	県との懇談会（熊本市）	伊藤会長、宮井副会長、椿副会長、松本副会長、牛島専務理事、岡﨑事務局長
	21日	職員採用面談	牛島専務理事、岡﨑事務局長
		県口腔保健支援センター出務（県庁）	宇治常務理事
		第29回常務理事会 （１）令和５年度県歯終身会員、代議員会表彰者リスト等 （２）令和５年度総務事業計画案（３）令和４年度臨時代議員会日程案　ほか	伊藤会長他常務理事以上全役員
		月次監査　11月末会計現況監査	増田・水上監事
	23日	ＤＸ打合せ	牛島専務理事、宇治常務理事
	24日	神奈川歯科大学同窓会県支部忘年会（熊本市）	伊藤会長、牛島専務理事

所管	日付	摘要	出務者
学　術	11月30日	第９回日歯学術委員会（日歯会館）	馬場理事
社会保険	11月26日	社会保険委員会 （１）会員向け発行物（２）指導立会者、個別相談対応 （３）歯初診施設基準研修会　ほか	椿副会長、舩津・野田理事、桐野委員長他13委員
	12月８日	保険個別指導（熊本第二合同庁舎）	野田理事、橋本副委員長
	13日	保険個別監査（熊本第二合同庁舎）	舩津理事
	24日	【Web】社会保険委員会（各診療所） （１）会員向け発行物（２）指導立会者、個別相談対応 （３）歯初診施設基準研修会　ほか	椿副会長、舩津・野田理事、桐野委員長他14委員
地域保健Ⅰ	11月21日	【Web】地域保健委員会Ⅰ（各診療所） （１）歯周病啓発、歯科検診の受診勧奨のチラシ案	松本副会長、髙水間理事、郷原委員長他４委員
	12月６日	【Web】笑顔ヘルＣキャンペーン反省会（各診療所） （１）県下地域での無料歯科相談・健診等の実施状況（２）中央イベントの実施状況 （３）中央イベントの改善点	松本副会長、神﨑・髙水間・石井理事
	12日	生活歯援プログラム健診（西田鉄工株式会社） 受診者：10人	歯科衛生士１人
	16日	地域保健委員会Ⅰ （１）笑顔ヘルＣキャンペーン（２）啓発チラシ（案）（３）くまもと歯の健康文化賞	髙水間理事、郷原委員長他全委員
地域保健Ⅱ	11月22日	【Web】次年度モデル地域説明会 （１）連携室概要（２）年間計画（３）過去のモデル都市の活動　ほか	松本副会長
	24日	県年金協会解散記念講演会（熊本市国際交流会館） 参加者：100人　講師：長野靖弘先生	長野常務理事
		県後期高齢者医療広域連合打合せ（県市町村自治会館本館）	長野常務理事
	25日	【Web】令和５年度広域連合歯科健診単価協議（各診療所） （１）健診単価報告（２）他県状況報告（３）令和５年度単価確定　ほか	松本副会長、長野常務理事、町田理事
		【Web】在宅歯科医療研修会打合せ（各診療所） （１）在宅歯科医療連携来熊者（２）当日の役割分担（３）受講者選定　ほか	松本副会長、長野常務理事、町田理事他２人
	28日	【Web】口の健康と食べる力を支える会 鹿児島県歯科医師会との打合せ（診療所）	松本副会長
	12月５日	【Web】口の健康と食べる力を支える会県庁打合せ（診療所）	【Web】松本副会長、長野常務理事
		【Web】モデル地域と打合せ（各診療所） （１）玉名郡市の小冊子作成完成（２）水俣芦北研修会報告・反省点	松本副会長、長野常務理事、町田理事他５人
	７日	熊本地域リハビリテーション支援協議会（県医師会館）	松本副会長
	９日	【Web】歯科歯科（訪問歯科）連携モデル地区事業会議（各診療所） （１）現状報告（２）検討会議（３）周知方法	【Web】松本副会長、長野常務理事、町田理事、赤尾委員長、岩本上益城郡会長
	10日	【Web】県介護支援専門員協会研修会 受講者：66人　講師：町田由美子先生	松本副会長、町田理事【Web】長野常務理事
	15日	【Web】介護者歯科実技研修会（県歯会館、診療所） 【Zoom】受講者：64人 講　師：東京医科歯科大学 摂食嚥下リハビリテーション学分野 教授 戸原玄 先生	【Web】伊藤会長、松本副会長【会館】長野常務理事、町田理事、赤尾委員長
	17日	在宅歯科医療連携研修会 受講者：26人 講　師：日本歯科大学教授 口腔リハビリテーション多摩クリニック院長 菊谷 武 先生	松本副会長、長野常務理事、町田理事、赤尾委員長他４人
		上益城郡歯会総会（嘉島町）	長野常務理事
	18日	在宅歯科医療連携研修会 受講者：26人 講　師：日本歯科大学教授 口腔リハビリテーション多摩クリニック院長 菊谷 武先生	松本副会長、長野常務理事、町田理事、赤尾委員長他３人
広　報	11月22日	県立大学からの提案発表会	髙水間理事、石井理事
	30日	都道府県歯科医師会広報担当理事連絡協議会（日歯会館）	神﨑理事
	12月７日	【Web】広報委員会 （１）熊歯会報１月号　第１校目校正	【会館】神﨑理事、秋山委員長他２委員【Web】他３委員
	14日	【Web】広報委員会 （１）熊歯会報１月号　第２校目校正	【会館】神﨑理事、秋山委員長他２委員【Web】他３委員
学校歯科	11月24日	健康づくり推進学校表彰審査会	宮井副会長
	12月７日	学校歯科委員会 （１）学校歯科医のアンケート（２）児童虐待パンフレット（３）今年度の委託事業　ほか	宮井副会長、石井理事、髙田委員長他全委員
	15日	県PTA共済審査委員会（県総合福祉センター）	牛島専務理事
医療対策	11月21日	医療相談	永松常務理事、椿理事、町田委員長
	28日	県警との協議会（熊本市）	伊藤会長、牛島専務理事、永松常務理事、椿理事、町田委員長他全委員
	12月15日	医療相談	永松常務理事、椿理事
	16日	医療相談	永松常務理事、町田委員長

R．5．2

会務報告

所管	日付	摘要	出務者
医療対策	19日	【Web】医療対策委員会（各診療所、県歯会館） （1）事例報告検討（2）県警との協議会（3）理事報告	【Web】椿理事、松原副委員長、奥村委員【会館】永松常務理事、町田委員長他徳丸委員を除く全委員
センター・スペシャルニーズ	11月22日	緒方克也先生視察（口腔保健センター）	
	24日	伊東歯科口腔病院打合せ（伊東歯科口腔病院）	椿副会長
	28日	口腔ケア事業研修会表彰、接続確認	五島理事、我那覇委員長、太田副委員長
	12月1日	【Web】センター・スペシャルニーズ委員会（各診療所）	椿副会長、五島理事、我那覇委員長他4人
	5日	センター定例ミーティング（口腔保健センター） （1）緒方克也先生来訪報告（2）意見交換会（3）口腔ケア事業研修会　ほか	椿センター長、五島理事、岡崎事務局長他2人
	12日	【Web】口腔ケア事業研修会リハーサル	椿副会長、五島理事、岡崎事務局長他2人
	14日	【Web】令和4年度熊本県障がい児（者）口腔ケア事業研修会	椿副会長、五島理事
厚生・医療管理	11月22日	【Web】国税局管内税務指導者協議会　担当県：宮崎県	工藤理事、牧委員長
	12月15日	【Web】厚生・医療管理小委員会（各診療所） （1）医療管理講演会（2）就業規則講演会（3）歯科衛生士バンク・就業支援　ほか	宮井副会長、工藤理事、牧委員長、宮本副会長
医療連携	11月21日	【Web】がん診療医科歯科病診連携発展事業研修会リハーサル	松本副会長、三森理事他6人
	26日	【Web】がん診療医科歯科病診連携発展事業研修会　受講者：65人　講師：九州歯科大学口腔顎顔面外科学講座 教授 冨永 和宏 先生	伊藤会長、松本副会長、牛島専務理事、三森理事他3人
	28日	糖尿病予防対策関係者研修会（熊本テルサ）	三森理事
	12月1日	第1回がん医科歯科連携運営協議会 （1）アンケート案（2）次年度の全体研修会（3）第2回運営協議会日程確認	松本副会長、三森理事、太田委員長他3人
	6日	【Web】がん医科歯科連携研修会連携病院での打合せ（各診療所）	三森理事他1人
	11日	熊本県がん診療連携協議会セミナー（くまもと県民交流館パレア）	三森理事
	13日	【Web】県がん診療連携協議会幹事会第54回相談支援・情報連携部会（診療所）	三森理事
	15日	回復期病院へ連携の働きかけ（新生翠病院）	三森理事、田中荒尾市歯会会長
	21日	【Web】熊本県脳卒中医療推進検討会議	松本副会長
学　院	11月22日	第19回理事会	東学院長
	23日	熊本顎変形症研究会講演会・懇親会（アークホテル熊本城前）	弘中副学院長
	12月6日	学院教務委員会	東学院長、秋山・弘中副学院長、正清教務部長他全教務委員
	8日	学院解剖学見学実習（福岡歯科大学）	弘中副学院長
	22日	鶴田校医への挨拶（鶴田内科胃腸科）	東学院長
	25日	学院冬期休暇開始	
国保組合	11月30日	第3回国保理事会 （1）未就学児世帯に係る保険料軽減（2）帯状疱疹ワクチン接種補助 （3）オンライン資格確認の加算点数　ほか	伊藤理事長他全役員
事業課	12月19日	【【Web】事業課セミナー（各診療所） （1）所得補償保険の仕組みと必要性（2）ドクター相続入門セミナー 講　師：太田貴善氏、川口宗治氏 受講者：7人	

お知らせ

令和４年度臨時代議員会 開催のお知らせ

下記の通り令和４年度臨時代議員会を開催しますのでお知らせいたします。

記

日時：令和５年３月25日（土）午後４時30分～
会場：熊本県歯科医師会館　４階ホール

［議　事］
第１号議案　令和４年度熊本県歯科医師会会計収支補正予算書（案）の承認を求める件
第２号議案　令和５年度熊本県歯科医師会事業計画（案）の承認を求める件
第３号議案　令和５年度熊本県歯科医師会会費及び負担金の賦課額、賦課率並びにその徴収方法（案）の承認を求める件
第４号議案　令和５年度熊本県歯科医師会会計収支予算書（案）の承認を求める件

［協　議］
１　時局対策について
２　その他

※代議員会は公開となっています。傍聴を希望される場合は、事務局に必ずご連絡のうえ、ご来場下さい。
※新型コロナウイルスの拡大状況によっては、一部制限をすることがありますので、ご了承ください。

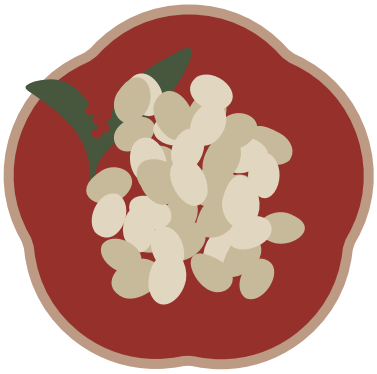

事業課からのご案内

其の1

会員専用グループ保険制度のご案内

保険料がさらに
お安くなりました

配偶者も1000万円
まで加入OK

最高「3000万円」の
保障が無診査で加入OK

1年更新で配当金は
毎年加入者へ還元

（2021年の還元率48%）

グループ保険は歯科医師会が契約者で
保険料を一括納付しています。
会員だけがいつでも自由に加入できる制度です。

引受保険会社 幹事 メットライフ生命

其の2

既に下記の保険会社でご加入の会員様も保険料納付は団体収納扱いでお願いします！

下記保険会社と団体収納契約をしている為、会費明細引きがご利用可能。

個人加入の保険料が団体割引でお安くなり、保険内容に何も影響ありません。

手続きは簡単、事務局が代行します。ぜひ便利でお得な制度をご活用ください。

朝日生命　アメリカンファミリー生命　住友生命　SOMPOひまわり生命
第一生命　　日本生命　　明治安田生命　　メットライフ生命

[県歯事務局 事業課　TEL：096-343-8020]

笑顔ヘルC 8020 歯からはじめる

主な行事予定 3 March

- 1日(水)　第33回常務理事会
- 2日(木)　Beauty×Teethコンテスト表彰式
- 4日(土)　国保通常組合会
- 14日(火)　学院一般二次・社会人三次入学試験　(予定)(学院校舎)
- 15日(水)　第23回理事会
- 22日(水)　第34回常務理事会
- 25日(土)　臨時代議員会

熊本県ご当地よ坊さん

熊本県歯科医師会
安心・安全歯科医療推進制度

県立大学生が若者への
オーラルケアの情報を発信しています！

Instagram

いい笑顔は BEAUTY× TEETH オーラルケアから

熊本県歯科医師会公認の
オーラルケアサポートアカウント🦷

編集者のつぶやき

年が明けてはや１ヶ月。長年熊本市内に住んでいますが、本当に１月なのか？というほどの暖かさだったことに驚いています。寒波の時には最低気温はそれなりに低いものの、それでも日中は寒くない、、、今年から世界的な食糧難と言われていますが大丈夫なのでしょうか？寒いのは寒いので苦手ではありますが、四季を楽しむという意味でも冬らしい冬が来てほしいものです。

(H.M)

■発行日／2023年２月６日発行　■発行人／伊藤　明彦
■発行所／一般社団法人 熊本県歯科医師会
〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号
TEL／096-343-8020　FAX／096-343-0623
URL／https://www.kuma8020.com
■印刷所／コロニー印刷